

## 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	新日本特機株式会社	代表者氏名	代表取締役 山内 致雄
主たる営業所の所在地	浜松市西区大久保町 1349		
許可番号	静岡県知事許可 (般特-29) 第 35787 号	許可を受けている 建設業の種類	電気工事業、管工事業、 機械器具設置工事業

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 7 月 12 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項本文 (同法第 15 条第 2 号及び第 11 条第 5 項該当)		
処分の内容			
建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示			
1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。			
(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。			
(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。			
2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。			
処分の原因となった事実		建設業法違反 (営業所専任技術者の一時不在)	
新日本特機株式会社は、電気工事業に係る営業所の専任技術者が令和 2 年 9 月 30 日に退社し、令和 4 年 3 月 11 日に新たな営業所の専任技術者が必要な資格を取得するまでの間、建設業法第 15 条第 2 号の基準を満たさなくなったことにより許可要件を欠いたまま営業していた。また、建設業法第 15 条第 2 号の基準を満たさなくなった場合、2 週間以内に同法第 11 条第 5 項 (同法第 17 条により準用。以下同じ。) に規定する届出書を知事に提出しなければならないにもかかわらず、令和 4 年 5 月 27 日に至るまで届出を行わなかった。			
このことが、建設業法第 15 条第 2 号及び同法第 11 条第 5 項に違反し、同法第 28 条第 1 項本文に該当するものと認められる。			
その他参考となる事項			